

2020年12月24日

サーラ e エナジー株式会社
サーラエナジー株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたガス料金及び電気料金の取り扱いについて (お支払い期限延長の対象月の拡大)

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、罹患された方々とそのご家族、関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

サーラ e エナジー株式会社（以下：当社という）は、2020年3月25日から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた電気料金の取り扱いを実施、5月14日、6月24日、7月20日、8月25日、9月24日、10月22日および12月1日には支払期限延長の対象月拡大等を行ってまいりましたが、引き続きの影響拡大・長期化の情勢等を踏まえ、さらに支払期限延長の対象月拡大を行うことといたしましたのでお知らせいたします。なお、「サーラのガス（都市ガス・LPガス）」のガス料金についても同様の取り扱いを実施いたします。

※今回（前回2020年12月1日発表から）の追加部分は下線部となります。

記

1. 対象のお客さま（以下①、②の両方を満たすお客さまに適用します。）

- ① 当社の電気をご利用中で当社に本取り扱いをお申し込みいただいたお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各都道府県社会福祉協議会にて実施の生活福祉基金貸付制度の「緊急小口基金」「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

2. 取り扱い（対象）の内容

「サーラの電気」	「サーラのガス」都市ガスとあわせてご利用のお客さま	○「サーラのガス」都市ガスで本対象となるガス料金と同時に請求される当社の電気料金について支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
	「サーラのガス」LPガスとあわせてご利用のお客さま	○「サーラのガス」LPガスで本対象となるガス料金と同時に請求される電気料金について同様の取り扱いといたします。
	「サーラの電気」のみご利用のお客さま (「サーラのガス」をご利用でないお客さま)	○2020年2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分 及び2021年1月分 の当社の電気料金の支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

※「サーラのガス」都市ガス・LPガスの取り扱いにつきましては「サーラエナジー株式会社ホームページ」よりご確認ください。

※なお、既に支払期限の延長をお申し込みいただいているお客さまは、追加のお手続きなしで当社にてお支払い期限延長の対象月を2021年1月までに変更いたします。

3. お申し込み（お問い合わせ）先

「サーラのガス」都市ガス とあわせてご利用のお客さま	「サーラのガス」の窓口となります、 「サーラエナジー株式会社ホームページ」よりご確認ください。	
「サーラのガス」LPガス とあわせてご利用のお客さま		
「サーラの電気」のみご利用のお客さま (「サーラのガス」の窓口で定期決済されているお客さま)		
「サーラの電気」のみご利用のお客さま (「サーラ e エナジー」にて定期決済されているお客さま)	サーラeエナジー株式会社	電話:0532-34-3060 (平日 9:00~17:00)年末年始除く

以上